

独立行政法人国立印刷局 情報セキュリティ基本方針

○ 基本理念

独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）は、国民の社会・経済活動において必要不可欠な日本銀行券、官報、旅券等、極めて公共性の高い製品を製造している法人であることから、高い水準の情報セキュリティの確保に積極的に取り組むこととします。

○ 基本方針

1 法令等の遵守

国立印刷局の役員及び職員は、情報セキュリティに関する法令、国が定める指針その他の関連する規範等を遵守します。

2 情報セキュリティ体制の整備

国立印刷局は、情報セキュリティの確保に取り組むための体制を整備し、これを維持します。

3 情報セキュリティに係る計画の策定

国立印刷局は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、情報セキュリティに係る計画を策定し、適切な運用を行います。

4 情報の適切な管理

国立印刷局は、自らが保有する情報を対象範囲として、その重要性を認識するとともに、機密性・完全性・可用性及び重要度の観点から分類し、適切に管理します。

5 規則等の確実な運用

国立印刷局は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に基づき、情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用を行います。

6 情報セキュリティに関する啓もう活動の推進

国立印刷局は、役員及び職員に対し、情報セキュリティに関する教育等を通して情報セキュリティに関する啓もう活動を積極的に実施し、情報セキュリティに対する意識の向上を図ります。

7 重大事象^{*}の発生防止と発生時の的確な対応

国立印刷局は、情報セキュリティに関する点検・検査・監査を定期的に又は随時実施する等の取組により、情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生を防止するとともに、発生時には的確な対応を行います。

8 継続的な見直しと改善

国立印刷局は、情報セキュリティに係る脅威の増大、情報技術の進歩等を踏まえ、定期的に又は随時情報セキュリティ対策の見直しを実施し、その改善に努めます。

^{*}「重大事象」とは、情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス又はその疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいいます。